

企画提案書の評価基準

企画提案書は下記事項について、点数に置き換えて評価する。

1. 評価項目と評価基準

表 1. 評価基準表のとおり

2. 評価方法

- 1) 各評価者が企画提案書ごとに、表 1. 評価基準表の評価項目別に配点の範囲内で評価を付す。
- 2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況に該当がある場合には、表 2. の配点に基づき別途加点する。
※ 評価対象となる企業は、次のいずれかに該当する企業とする。
 - ① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業
 - ② 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
 - ③ 次世代法第 12 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和 7 年 4 月 1 日以後に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
- 3) 表 1. の評価項目ごとに最高点と最低点の各 1 名分を除いた得点の合計点に、表 2. の得点から 2 名分を除いた合計点を加算し順位を決定するが、総合計点の平均点が 24 点以上で、かつ、総合計点が一番高いものを、企画競争を経たうえで随意契約を締結するものとして特定する。
- 4) 3) の結果、一番高いものが複数ある場合は、企画競争委員会委員長の決するところによる。
- 5) 企画競争委員会において、企画競争参加者と企画競争委員会委員との間に特別な利害関係があるなど、評価の公平性が担保されないと判断した場合は、企画提案書の評価を行わないことがある。

表 1. 評価基準表

評価項目	評価基準	配点
業務内容の理解度	(1) 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。 (2) 当局の要請する内容を満たしているか。	10
提案内容の独創性	(1) 提案された手法・メニューに創造性があるか。 (2) 提案された手法・メニューに十分な効果が見込まれるか。	10
提案内容の的確性	(1) 提案された手法・メニューの実現可能性はあるか。 (2) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。	10
業務遂行の確実性	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 (2) 事業実施スケジュールは妥当か。	10

表 2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の配点

認定等の区分 ※ 1		配点	
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※ 2	最大 2.0 点	2.0 点
	えるぼし 3 段階目 ※ 3		1.6 点
	えるぼし 2 段階目 ※ 3		1.2 点
	えるぼし 1 段階目 ※ 3		0.8 点
	行動計画 ※ 4		0.4 点
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん ※ 5	最大 2.0 点	2.0 点
	くるみん（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）※ 6		1.6 点
	くるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）※ 7		1.2 点
	トライくるみん（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）※ 8		1.2 点
	くるみん（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）※ 9		1.2 点
	トライくるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）※ 10		1.2 点
	くるみん（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）※ 11		0.8 点
行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）※ 4、※ 12	0.4 点		
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）			1.6 点

- ※ 1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
（例：「えるぼし認定 2 段階目」の認定を受け、かつ「くるみん（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）」の認定を受けている企業の場合は配点が高い 1.2 点を加算する。）
- ※ 2 女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく認定
- ※ 3 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※ 4 常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※ 5 次世代法第 15 条の 2 の規定に基づく認定
- ※ 6 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定
- ※ 7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定（ただし、※ 9 及び※ 11 の認定を除く。）
- ※ 8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定
- ※ 9 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法

行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）

- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの
- ※13 原則として上記認定等の全てを加点対象とする（※1のとおり複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点）。
- ※14 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。